

広島県告示第五百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年六月十六日

広島県知事 藤田 雄山

一 病院又は診療所

名称	所在地	自立支援の医療の種類	標榜している診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
重政レディスクリニック	福山市沖野上町五丁目六一二三	精神通院医療	婦人科・内科	重政 和志	平成二十年六月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
アカシア薬局東城店	庄原市東城町川東一四七―三	精神通院医療	平成二十年六月一日
康仁薬局廿日市中央店	廿日市市下平良一丁目三一三六	精神通院医療	平成二十年六月一日
みなみ薬局	江田島市大柿町柿浦九九一―三	精神通院医療	平成二十年六月一日
あやめ薬局せら店	世羅郡世羅町本郷九四〇―二	精神通院医療	平成二十年六月一日
宮野薬局	福山市南町二―一二	精神通院医療	平成二十年六月一日
松永沼隈地区医師会訪問看護ステーション	福山市南松永町二丁目八一―二	精神通院医療	平成二十年六月一日